



宮監公表第29号  
令和4年4月26日

宮崎市監査委員	河野まつ子	宮崎市監査委員 之印
宮崎市監査委員	河荒木敏	
宮崎市監査委員	森黒木	
宮崎市監査委員	黒木恒一郎	

### 定期監査措置状況の公表について

令和3年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

### 記

- 1 監査の対象部課等  
総務部
- 2 講じた措置の内容  
別紙のとおり



## 令和3年度定期監査結果に関する意見についての措置状況通知書

令和3年度定期監査結果に関する意見については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

意見の内容	措置状況
<p><b>【意見】</b></p> <p>(総務部)</p> <p>①地域振興部の定期監査において、所管する施設における携帯電話基地局等の設置に係る使用料について、添付書類からは正しい算定額が算出できないにもかかわらず、課において設定した算定方法により使用料を算定し徴収している事例が見受けられた。</p> <p>使用料の算定方法については、行政財産使用料条例により定められているものであり、対外的に統一された考え方及び算定方法で算出されるべきである。しかしながら、今回の事例においては、取扱いが具体的に示されていないため、担当課において、占用物件の種類及び単価を判断し使用料を算定していた。については、財産管理を統括する総務部として、関係各課が行政財産目的外使用許可に関する事務が適正に遂行できるよう、事務の整備並びに指導の体制強化に努められたい。</p>	<p>携帯電話基地局等の設置に係る使用料については、行政財産使用料条例に基づき、道路占用料条例の例により別表に定めた額によるものと規程されている。</p> <p>携帯電話基地局等は、通信方式の違いや新たな技術、装置の開発によりアンテナやケーブル及び装置ごとに複数の種類や名称があるため、設置内容について個別に判断する必要がある。</p> <p>今後、申請者が設置する無線基地局等の機器類について、市が作成する分類表に応じて設置者が記入する添付資料を申請時に加えることにより、使用料の算定誤りを防ぐ仕組みづくりを検討する。</p> <p>さらに、本取組みについては、各課へ説明会等の場において周知徹底を行うとともに、個別相談に応じることで対応するものとする。</p>

令和4年3月23日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 清山 知憲

